

## その他

### 1 郵便等による不在者投票制度

選挙のときに投票所に行くことが困難な方は、郵便等により不在者投票をすることができます。あらかじめ、「郵便等投票証明書」の申請が必要ですので、事前に選挙管理委員会にお尋ねください。

#### [対象者]

1	両下肢・体幹・移動機能障がい者手帳1級又は2級の交付を受けている人
2	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障がい者手帳1級又は3級の交付を受けている人
3	免疫機能障がい者手帳1級から3級の交付を受けている人
4	肝臓機能障がい者手帳1級から3級の交付を受けている人

※上記のほか戦傷病者手帳をお持ちの方(障がいの程度による条件あり)、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方についても郵便等により不在者投票をすることができます。詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。

[問い合わせ先] 選挙管理委員会 電話 0948-22-5500 ファックス 0948-21-2066  
メールアドレス senkyo@city.iizuka.lg.jp

### 2 ふれあい収集

家庭のごみをごみステーション等に持ち出すことが困難な世帯を対象に、戸別訪問してごみを収集する制度です。また、ごみが出ていない場合には、ひと声かけることによって、高齢者や障がいのある方の安否確認を行います。事前の申請が必要です。

#### [対象者]

1	単身世帯で介護保険の要介護1以上の高齢者の方
2	単身世帯で身体障がい者手帳等の交付を受けている方
3	その他、高齢者でごみステーションまで距離がある等、独力でごみを排出することが困難である方

※同居者がいる場合は、同居者全員が上記1、2または3に該当することが必要です。

※親族や地域の方、またはボランティア等によりごみ出しの協力が得られる場合は、対象となりません。

[問い合わせ先] 環境対策課 電話 0948-22-5500(内6450) 0948-22-7272(直通)  
ファックス 0948-22-8191  
メールアドレス k-taisaku@city.iizuka.lg.jp

